

○平省令財務省告示第  
平成二十三年四月一月  
条件等を次のとおり告  
示する。昭和五十七年大  
藏省令第十一条の規定に基  
づき、

平成二十四年一月十六日  
に発行した利付国債の發行等  
に關する省令

平成二十四年一月十六日  
に発行した利付国債の發行等  
に關する省令

平成二十四年一月十六日  
に発行した利付国債の發行等  
に關する省令

平成二十四年一月十六日  
に発行した利付国債の發行等  
に關する省令

の法律発行名称及び根拠記

の法律発行名称及び根拠記

の法律発行名称及び根拠記

の法律発行名称及び根拠記

社及第に六成の策本十財二利付  
債及び二関十二確を大四政回付  
、第十す九十保実震号法(平成  
十四三る条三に施災)、(昭和  
四十号法第年関すか第昭  
律一法するら四和  
第(二年)、(三年)、(四年)  
並第特復第  
四平並第特復第  
十成び百別に興  
六十に十措必の項  
九特七置法及  
第年別号法之  
一法会へ財東第  
項律計第平源  
施日三

の法律発行名称及び根拠記

し定あ争争う札価振の以律社及第に六成の策本十財二利付  
、めつ入入。へ格替適下「振替法」(平成十三年法律第七十五号)  
価らて札札に以を機用を、第十す九十保実震号法(昭和四十号法第  
格られ、と發によ下競闘を受、株式等の振替に、(昭和四十号法第  
競争た格同時「發行価に付けるも、(昭和四十号法第  
利入競争行い、(昭和四十号法第  
札を入わう以争て行のう。、(昭和四十号法第  
にその札れ。下入行とと。、(昭和四十号法第  
て利お入価価一れる、(昭和四十号法第  
募率い札格格とる。そ規  
入とてで競競い入の定。

## 五

ハロイ  
方募

別債行争非者特国札非	入価法入
参市及入価・別債発競	札格決
加場び札格第参市行争	発競定
者特国発競I加場入	行争の

込募各割各当も各  
 み限國り申ての申  
 の度債當込るか込  
 応額市てみ。らみ  
 募の場るのその  
 額範特。応のう  
 を圃別募応ち  
 割内参額募応  
 りに加を額募  
 当お者案を価  
 ていご分順格  
 るてとに次の  
 。各のよ割高  
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価の  
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格決  
 札特の者財後格競債め別つ入るらを定  
 発別にご務に競争市る参て札札もれ募を  
 行參よと大行争入場も加、と發のる入受  
 一加るに臣わと者發応がれ札發別にご務時一よ格にた  
 い・行募各るの行參よと大にとるをよ各  
 う第へ限國入と者發応がわう行の加込  
 二以度債札のい・行募各れ。(發重み  
 非下額市札のい・行募各れ。(以  
 価一を場で決う第へ限國る、行平の  
 格国定特あ定。I以度債入価下価均應  
 競債め別つを及非下額市札格非格し募

六

イ  
發

入価 入価・  
札格 行札格第  
發競 發競II  
行争額行争非

札非  
發競  
行争  
入

札非  
發競  
行争  
入

札非  
發競  
行争  
入

ニ

ハ

口

でた条特百国条特億国条特金し第十額た条保実震三つ定う額  
三利第別五債の別千債の別額た四万で利第に施災億いにち面  
千付一會十に規会七に規会で利十円一付一關すか八て基、金  
三国項計四つ定計百つ定計六付七、兆国項するら千はづ財額  
百債のに億いにに萬いにに百国条特八債のるたの百、き政で  
三に規関円て基関円て基関億債の別千に規特め復十額發法二  
十つ定す、づす、づす八に規会九つ定別に興五面行第兆  
四いにる額きる額きる百つ定計百いに措必の万金し四五  
億て基法面發法面發法九いにに十て基置要た円額た條千  
円、づ律金行律金行律十て基関三はづ法なめ、で利第十  
額き第額し第額し第五はづす億、き第財の東五付一七  
面發四でた四でた四万、きる九額發六源施日千國項億  
金行十千利十利十円額發法百面行十の策本五債の円  
額し六九付七九付七面行律九金し九確を大百に規

口	イ	一	發	振額最	二	ハ	口	イ	払
国札非 債發競 市行爭 場、入	入 札格行 發競価 行爭格	価 行行 競 日	發 替 額 位 金	低 額 面 札格 發競	行 入 債 札格 第參市 競II加	争 ・別 債 第參市 競II加	者 債 市行 競I加	特 入 債 市行 競I加	国札非 入 債發競 札格行 行爭格
十額募 三面価 錢金格 一額五 厘百厘 円以円 に上に つにつ きそき 九れ九 十九れ 円の円 九応九	十額 二面 錢金 額 百厘 年 に 月 十 六 日 も の 九	平す 成るの 。整載法 數又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 額口 の面座 と金簿	額の振 替 額 位 金	五 万 円 千百 円三 十 一 億 六 千 九 百 九 十	三 千 四 百 千 三 十 一 億 六 百 九 百 九 十	三 千 四 百 千 三 十 一 億 六 百 九 百 九 十	四 千 九 百 五 十 五 百 六 六 千 五 百 七 千 七 万 七 千 七 百	七 行 入 札 金 行 争 入 札 金 行 争 格	八 行 入 札 金 行 争 格

の経利入価・別債行争非者特  
払過札格第参市及入価・別  
込利発競Ⅱ加場び札格第参  
み子率行争非者特国發競I加

(二)

税外しは者にへ額よに座も係  
の國た、又おたにりつにのる  
税法金前はいだ百算い記と所  
率人額記外てし分出て載し得  
をがに(一)国取、のしは又て税  
乗適当の法得当二た、は振が  
じ用該算人す該十金前記替源  
たを非式でる国を額記録口泉  
金受居にあ者債乗か(一)さ座徵  
額け住よるがをじらのれ簿収の  
る者り場非発た當算る中さ利  
を所又算合居行金該式ものれ子  
控得は出に住時額金にの口るに

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

発行時におい

(一)年  
む十式は募○  
も号に、入・  
のによ払決一  
と規り込定パ  
す定算金のセ  
るす出額通ン  
。るしに知ト  
期た加を  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

二十九十八七六十五

十四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

初  
期  
利  
子

平成財務大臣から  
二十四年一月十  
日十六日  
規下は期た期平除定、  
次そ銀額しる号の行を、  
期及翌休日び営業に第業日  
つ十日にに六に  
て号支當だよ五。  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
いへと支出支  
て以き払し払

額面金額 ×  $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

財 日額平利てを毎  
務 本面成子、支年  
大 銀金二をそ払一  
臣 行額十支の期月  
か 百六払日と十  
ら 円年う以し五  
通 に一。前、日  
知 つ月 六各及  
を き十 月支び  
受 百五 間払七  
け 円日 に期月  
た 属に十  
者 すお五  
る い日